

有害鳥獣捕獲に関するアンケート調査 報告書

1.1 目的

関西広域連合圏域（以下「圏域」という。）では、市町村を中心とする有害鳥獣捕獲を始め、侵入防止、環境整備により、農林業被害や生活被害対策が講じられている。中でも有害鳥獣捕獲は、担い手が狩猟者となっていることが一般的で、実施隊、捕獲隊（班）など様々な形態をとっている。

しかしながら、こうした体制を構築している一方で、十分には被害抑制に至らない、という声が、平成 29 年度の担当者会議でも聞かれた。そのため、担当者会議では、圏域の有害捕獲の体制等について基礎情報を収集することとした。そして、体制等に課題があるのかどうか、あるとすればどのような解決策が見出されるのか、検討することになった。

ついては、効果的な有害鳥獣捕獲の体制等を検討する基礎資料を整備することを目的に、アンケートを実施した。

1.2 調査方法

調査にて得られた情報は業務のみで使用するものとし、受託者に一時貸与するものの、業務終了後は情報の削除を徹底し、取扱いには内部限りとした（報告書には、自治体名が判明するような形式での掲載はしないこととする）。

1.2.1 調査対象

調査対象は、関西広域連合広域環境保全局の参加県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）内にあり、有害鳥獣捕獲を実施している 183 市町村とした（表 1）。

表 1 調査対象の市町村一覧

府県	対象市町村	市町村数
滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市 日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	13 市 6 町
京都府	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市 大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町 南山城村	15 市 10 町 1 村

府県	対象市町村	市町村数
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、 泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、 八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、 松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、 門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、 四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市 島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 太子町、河南町 千早赤阪村	33 市 9 町 1 村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、 伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、 宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、 篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、 宍粟市、加東市、たつの市 猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、 神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町	29 市 12 町
和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、 新宮市、紀の川市、岩出市 紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、 有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、 日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、 太地町、古座川町、串本町 北山村	9 市 20 町 1 村
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、 美馬市、三好市 勝浦町、上勝町、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、 海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、 つるぎ町、東みよし町 佐那河内村	8 市 15 町 1 村
		計 107 市 72 町 4 村

1.2.2 調査項目一覧

本アンケート調査では、表 2 に示す項目について明らかにした。実際に使用したアンケート用紙は添付資料に示した。

表 2 アンケートの項目及び内容

設問の目的	項目	設問内容
体制や仕組みの効果の把握	対策効果	被害軽減している・していない
	対策内容	捕獲・侵入防止・環境整備
	捕獲数の推移	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルについて、過去 3 年分
	被害金額	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルについて、過去 3 年分
	住民からの対策依頼件数	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザルについて、過去 3 年分
実施体制の状況把握	根拠文書	有無のみ
	実施体制（組織等）	実施隊（自治体が非常勤で雇用）、捕獲隊（民間団体に委託）、その他
	実施体制の規模	従事者数
	捕獲従事者になるための条件	捕獲従事者になるために必要な許可や免許、経験、研修制度の有無等
	報酬・賃金の条件	捕獲従事者への報酬や賃金の条件 ※委託または個人への支払い
報奨金の状況把握	交付金額	一頭当たり単価 内訳）府県または市町村の上乗せ額
	支給対象	獣種・成獣幼獣の別・行為（捕獲・止めさし・運搬）
	支払い条件	捕獲場所及び捕獲個体の確認 捕獲個体の確認のみ ※確認方法：写真、尾部等現物、現地立合い
安全管理の状況把握	捕獲及び止めさしの手法管理	捕獲方法 止めさし方法 と体の処分方法
	安全管理体制の構築	安全管理講習の有無

1.2.3 アンケート用紙の配付・回収

(1) 配付方法

各府県担当者から各市町村担当者へ、メールにて配布する。配布物は、事前に滋賀県（事務局）から各府県担当者へ送付した。

【配布物】

- ・依頼文
- ・アンケート調査票

(2) 回収方法

回答は、各市町村から各府県へメールにて送付いただいた後、各府県担当者から一括して受託者（（株）BO-GA）へ送付いただいた。回収した回答は、適宜滋賀県鳥獣対策室と共有した。

1.2.4 結果の集計・分析・取りまとめ

アンケートにて得られた結果をそれぞれの項目ごとに集計した上で分析し、圏域における全体的な傾向を整理した。

なお、分析した結果は、①圏域における有害鳥獣捕獲体制及び②有害鳥獣捕獲の課題と改善策の2つに分けて取りまとめた。

(1) 圏域における有害鳥獣捕獲体制

アンケートにて得られた結果を集計し、項目ごとに図示することとした。

(2) 圏域における有害鳥獣捕獲の課題と改善策

アンケートにて得られた結果を分析し、現状の課題と今後の市町村における有害鳥獣捕獲施策のヒントを明らかにした。パンフレットに取りまとめ、アンケートに協力いただいた市町村に配布することとした。

1.3 結果

1.3.1 回収状況

有害鳥獣捕獲に関するアンケート調査の回収状況を以下に示す。

- 配布数：183 件（107 市 72 町 4 村）
- 回収数：124 件
- 回収率：67.76%

1.3.2 集計結果

有害鳥獣捕獲に関するアンケート調査の集計結果を以下に示す。

I 有害鳥獣捕獲の成果について

問 1 被害の軽減を感じているか。

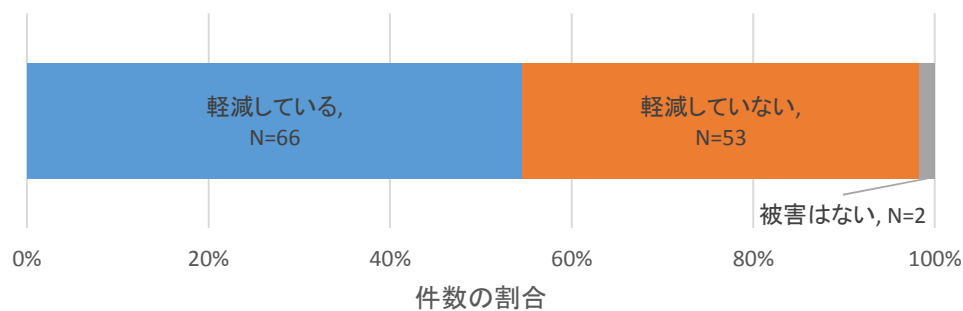


図 1 被害軽減の有無（N＝121）

問 2 被害対策として、現在どのような対策をおこなっているか。

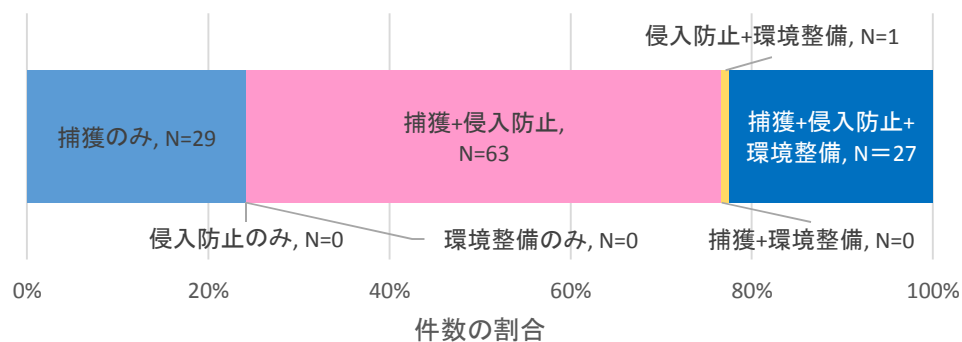


図 2 被害対策の割合（N＝120）

問3 捕獲場所について、ルールを設定しているか。

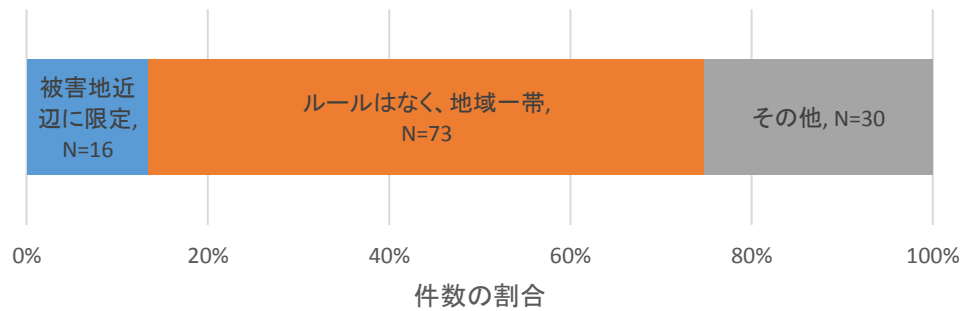


図3 捕獲場所のルール (N=119)

*「その他」の主な内容

- 被害地周辺地域 (N=11)
- 地域全体 (N=4)
- 安全が確保できる場所 (N=3)

問4 イノシシの捕獲について、幼獣と成獣を一体で捕獲する工夫をしているか。

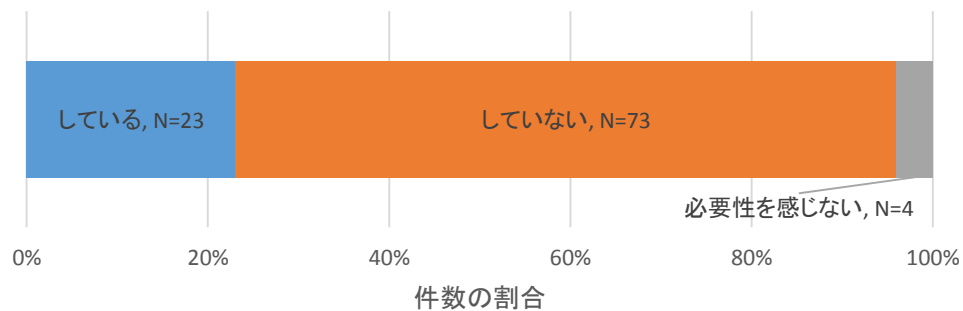


図4 成獣と幼獣一体の捕獲の工夫 (N=100)

問5 過去3年間の有害鳥獣の捕獲頭数

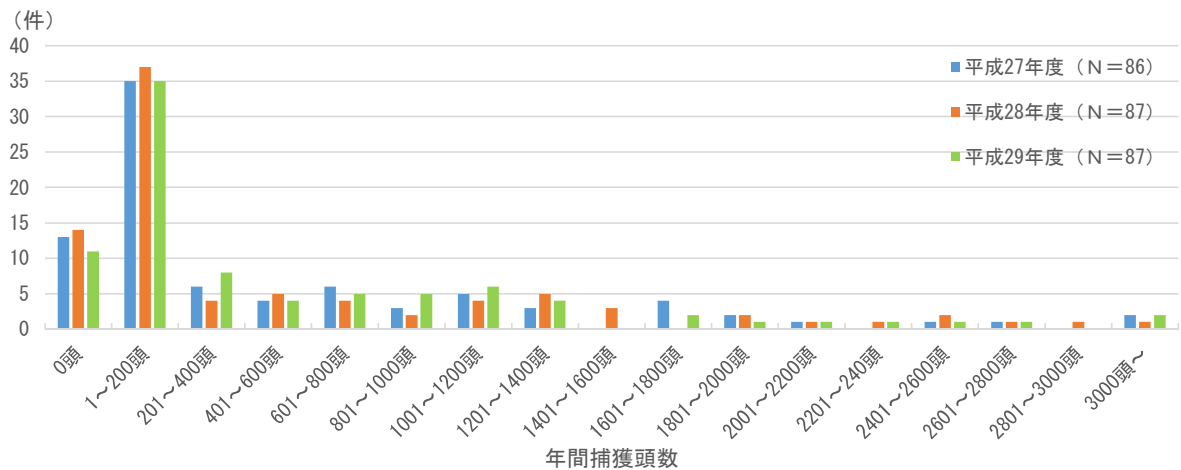


図 5-1 ニホンジカの捕獲頭数の分布

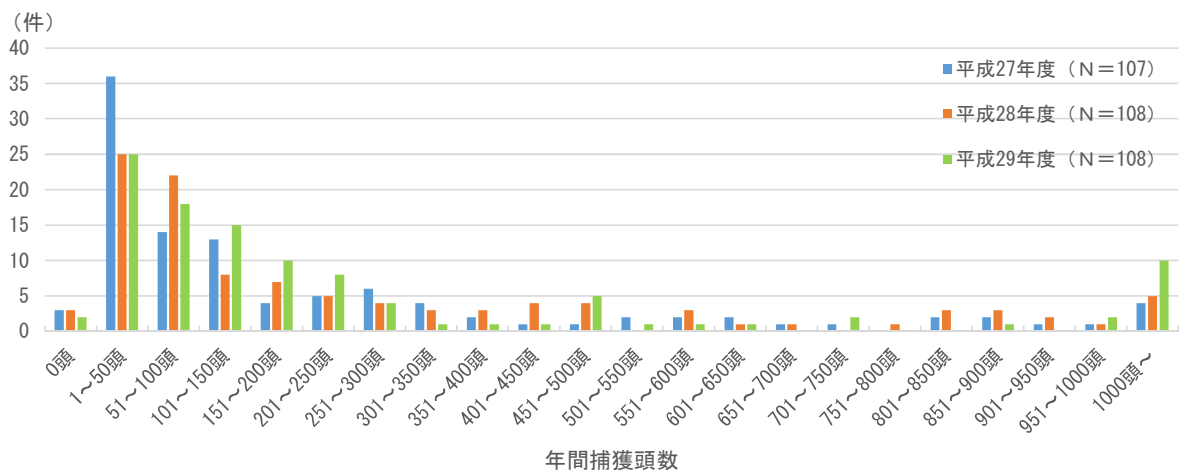


図 5-2 イノシシの捕獲頭数の分布

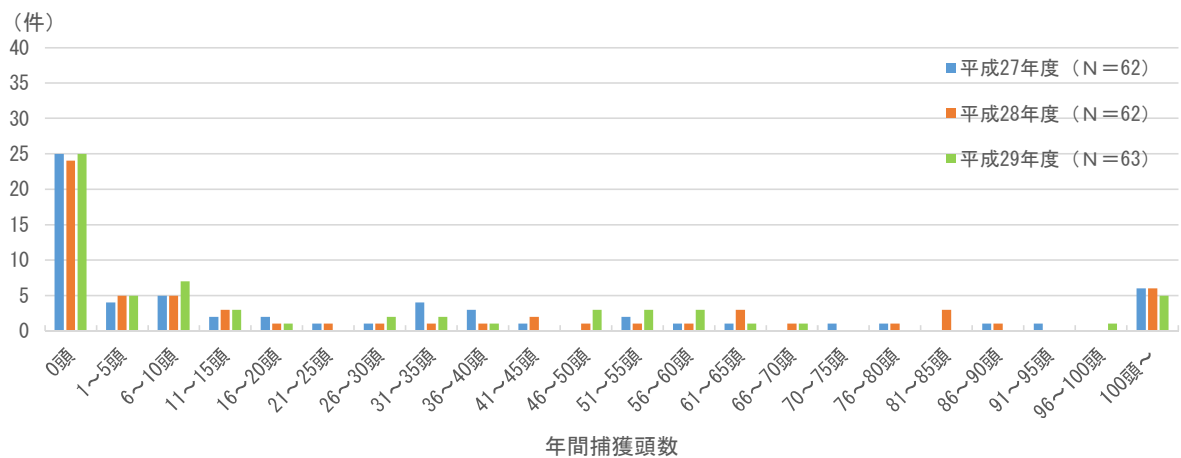


図 5-3 ニホンザルの捕獲頭数の分布

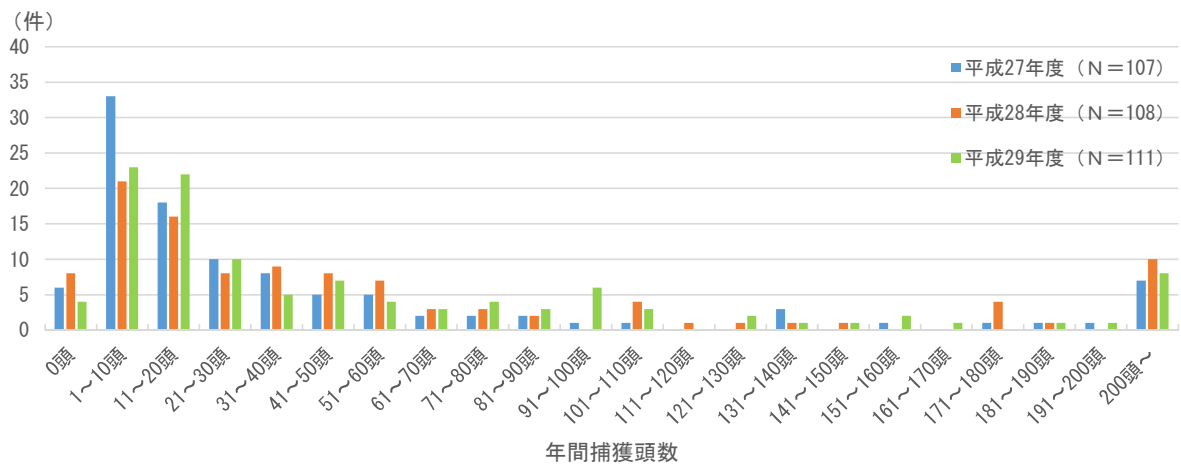


図 5-4 アライグマの捕獲頭数の分布

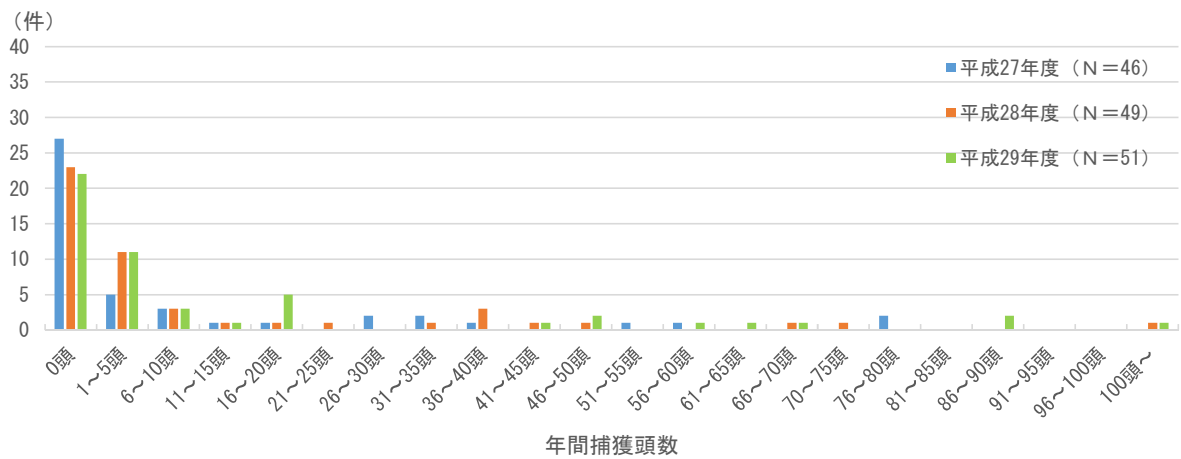


図 5-5 ハクビシンの捕獲頭数の分布

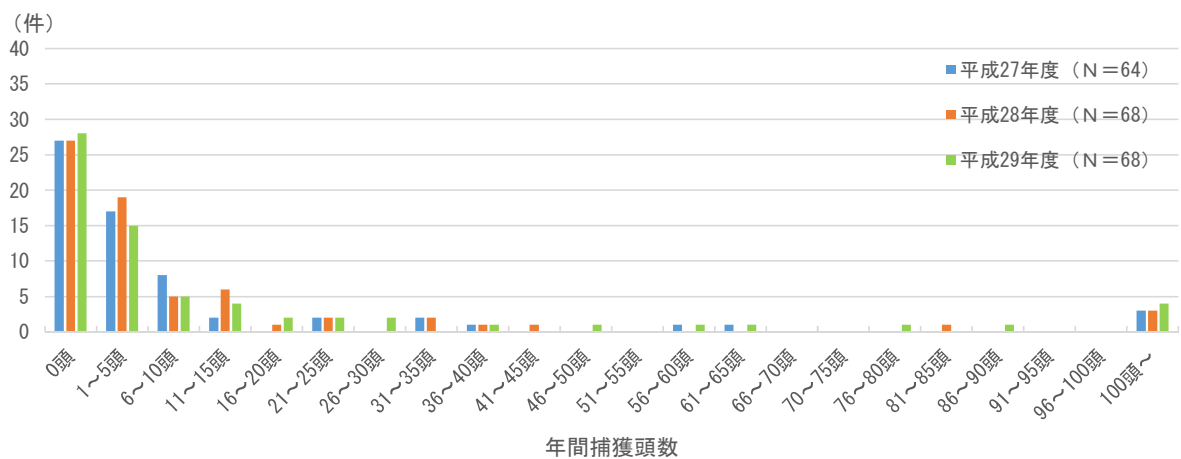


図 5-6 ヌートリアの捕獲頭数の分布

問 6 過去3年間の有害鳥獣による農業被害金額

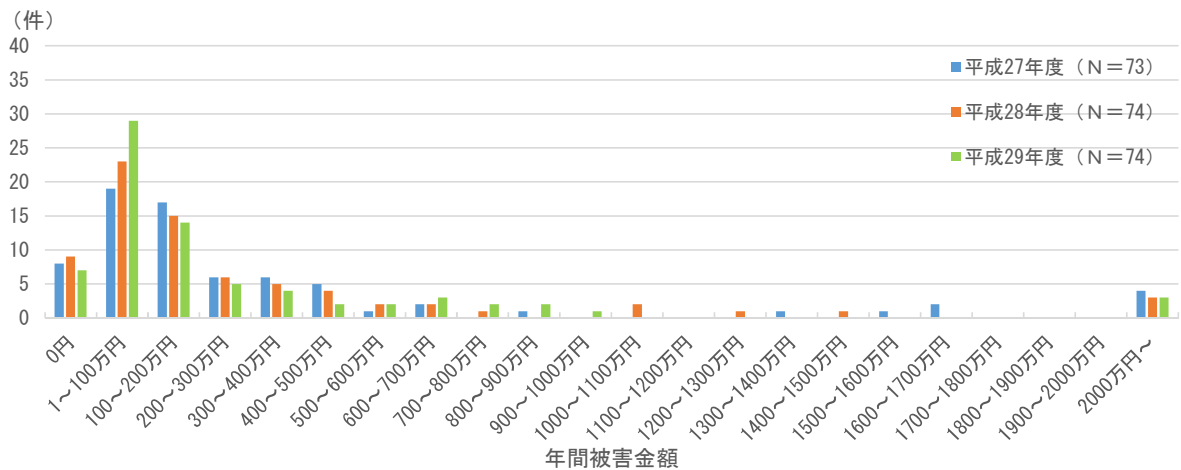


図 6-1 ニホンジカによる農業被害金額の分布

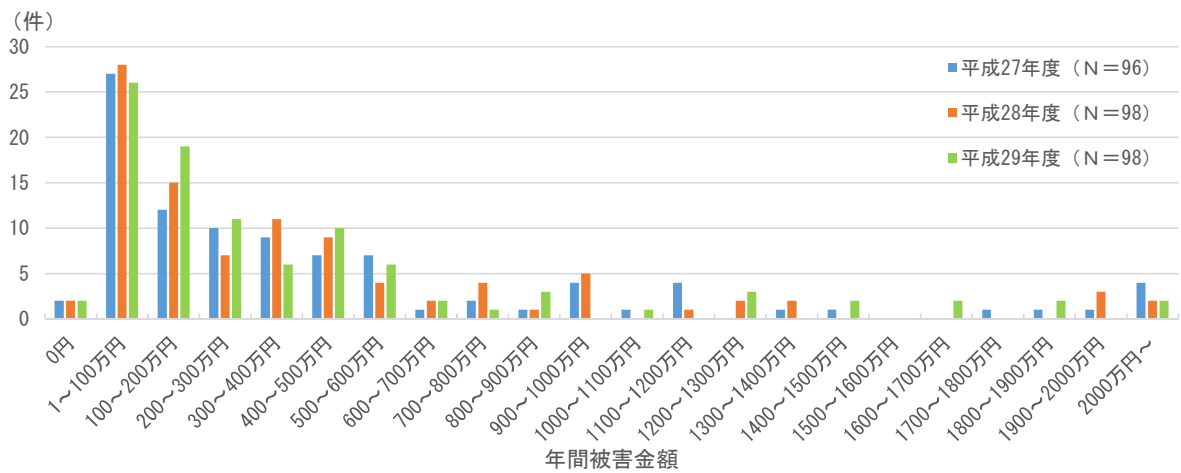


図 6-2 イノシシによる農業被害金額の分布

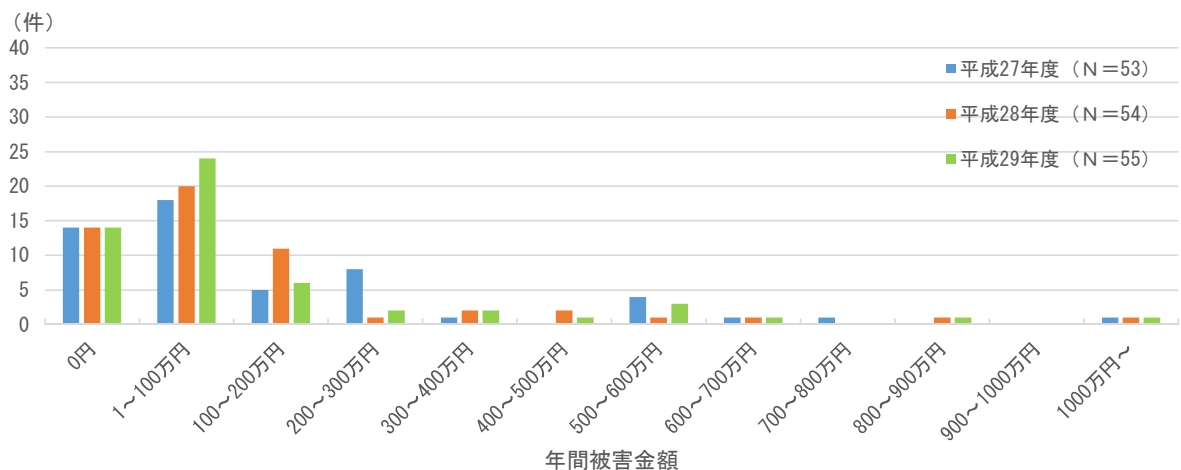


図 6-3 ニホンザルによる農業被害金額の分布

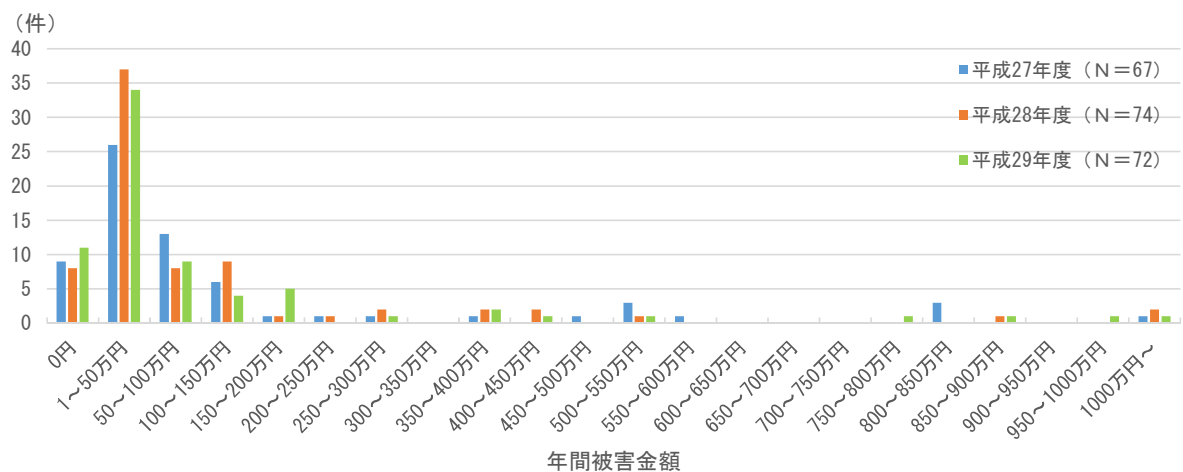


図 6-4 アライグマによる農業被害金額の分布

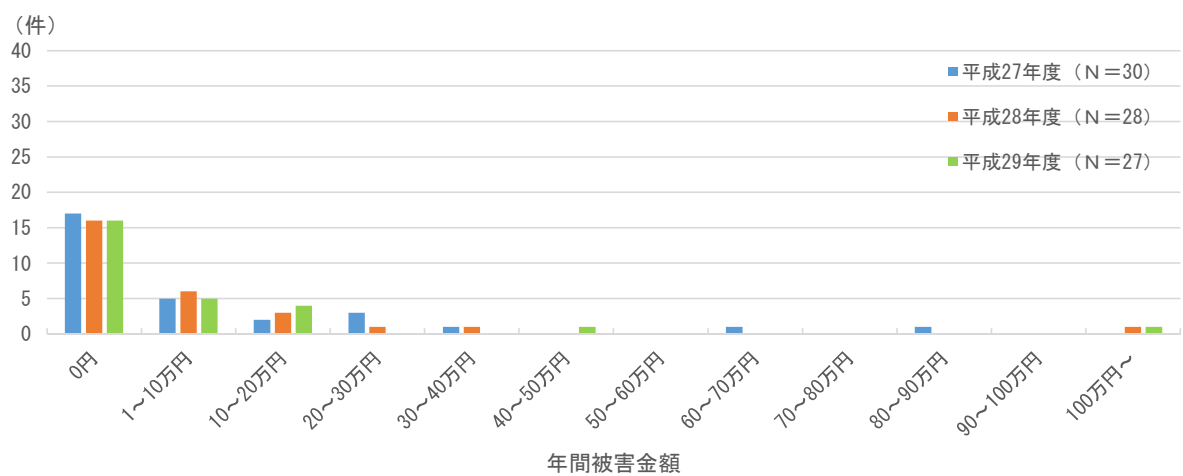


図 6-5 ハクビシンによる農業被害金額の分布

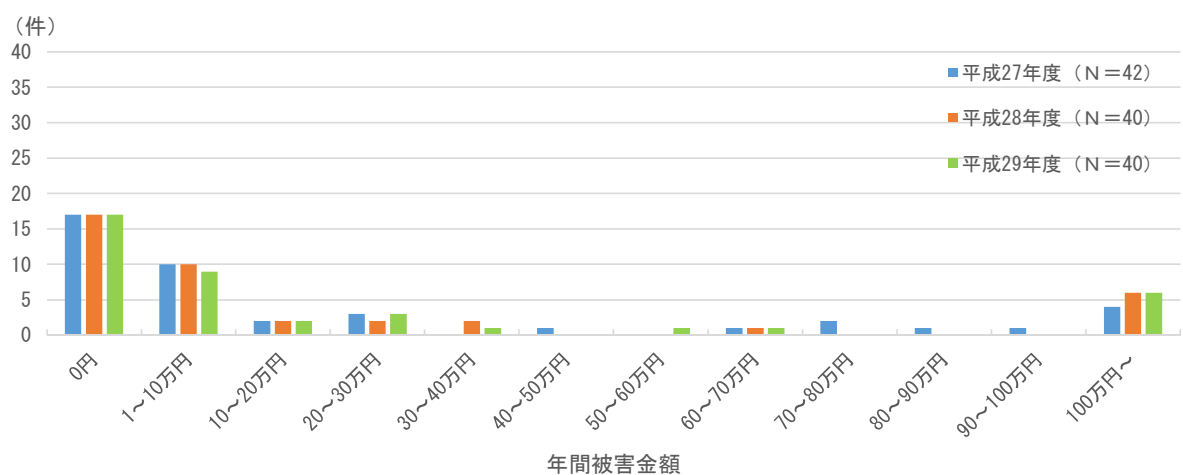


図 6-6 ヌートリアによる農業被害金額の分布

Ⅱ 有害鳥獣捕獲の体制について

【ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル】

問 1 有害鳥獣捕獲を実施するにあたり、要綱等根拠となる文書等はあるか。

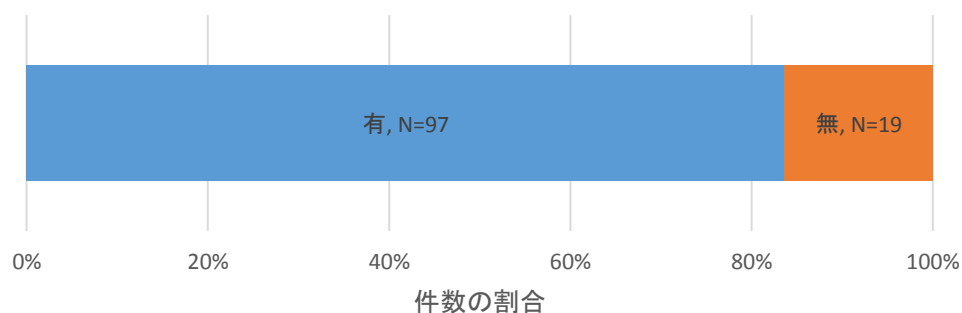


図 7 有害鳥獣捕獲の根拠文書の有無 (N=116)

問 2 有害鳥獣捕獲の従事者は誰か。

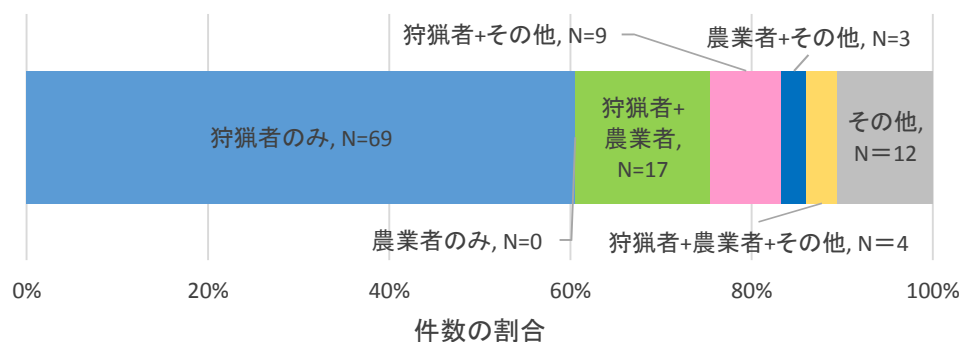


図 8 有害鳥獣捕獲の根拠文書の有無 (N=114)

* 「その他」の主な内容

- 公務員（市職員）（N=9）
- 猟友会（N=8）
- 会社員（N=3）
- 住民（N=2）
- 被害者（被害者による委託を含む）（N=2）

■捕獲従事者の種類と割合

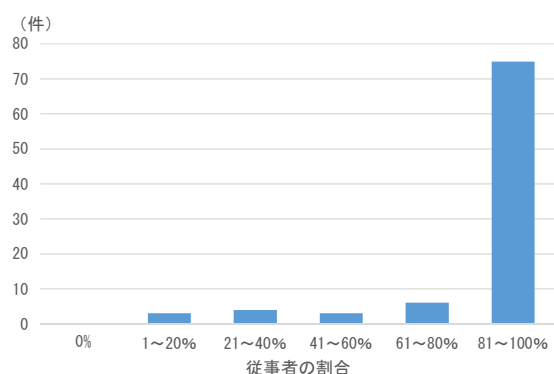


図 9-1 狩猟者の割合の分布 (N=91)

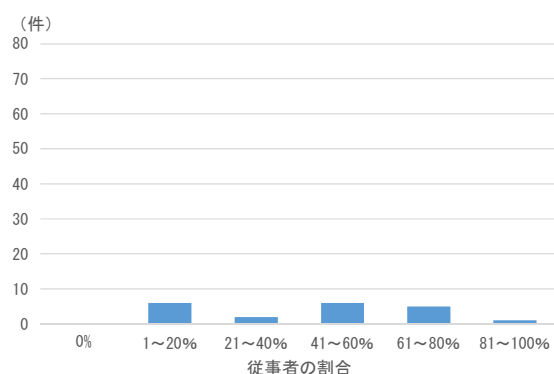


図 9-2 農業者の割合の分布 (N=20)

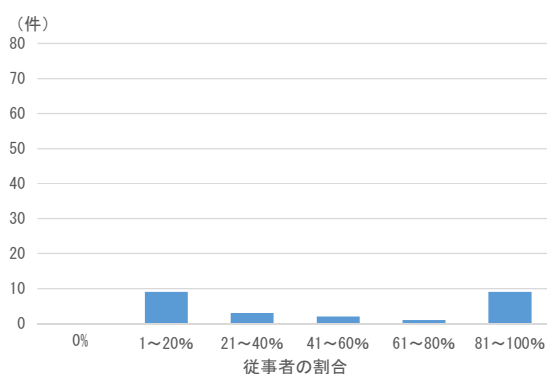


図 9-3 その他の割合の分布 (N=24)

問 3 有害鳥獣捕獲を実施するにあたり、どのような組織があるか。

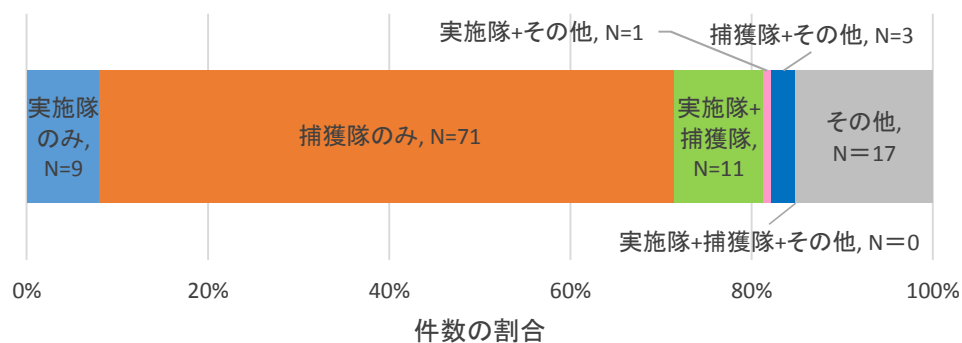


図 10 有害鳥獣捕獲の実施組織 (N=112)

* 「その他」の主な内容

- 猟友会 (N=8)
- 市職員 (N=6)

問4 捕獲従事者は何人いるか。

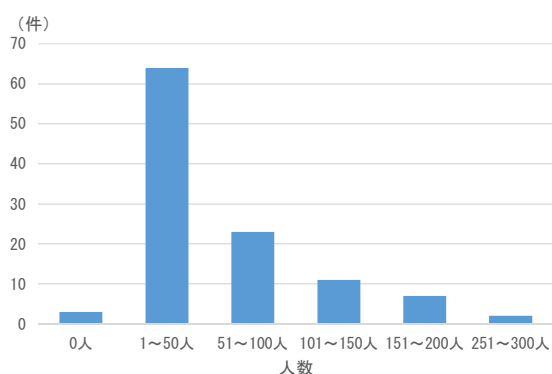


図 11-1 従事者の人数分布 (N=110)

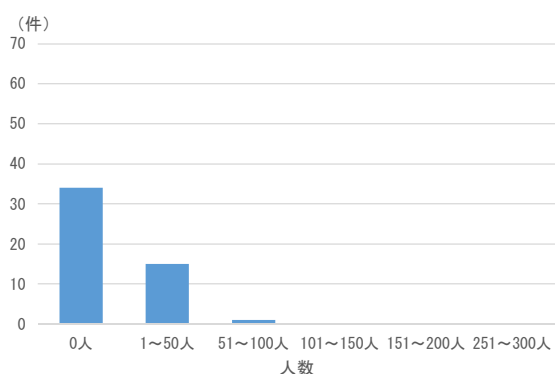


図 11-2 補助員の人数分布 (N=50)

問5 捕獲従事者になるために、必要な条件を設けているか。

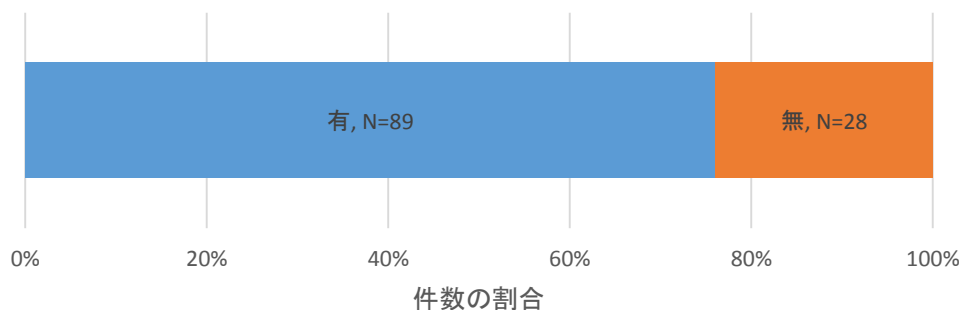


図 12 捕獲従事者の条件の有無 (N=117)

問6 捕獲従事者になるために、どのような条件が必要か。

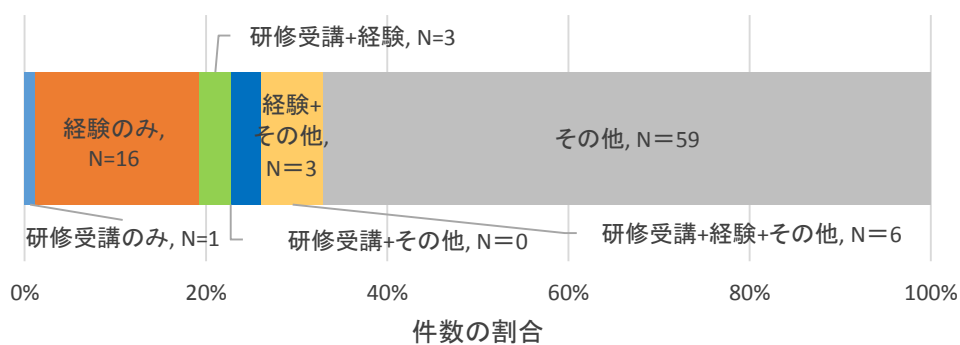


図 13 捕獲従事者になるために必要な条件 (N=88)

*「研修」の主な内容

- 安全講習 (N=3)

＊「経験」の主な内容

- 狩猟者登録が済んでいること（N＝3）
- 猟友会会員であること（N＝2）
- 1 猟期の経験があること（N＝10）
- 猟友会からの推薦があること（N＝3）
- 経験が 1 年以上あること（N＝10）

＊「その他」の主な内容

- 免許所持者であること（N＝10）
- 狩猟者登録が済んでいること（N＝2）
- 猟友会会員であること（N＝39）
- 猟友会からの推薦があること（N＝3）
- 鳥獣被害駆除班に加入していること（N＝4）
- 保険に加入していること（N＝6）

問 7 捕獲従事者への報酬や賃金をどのように支払っているか。

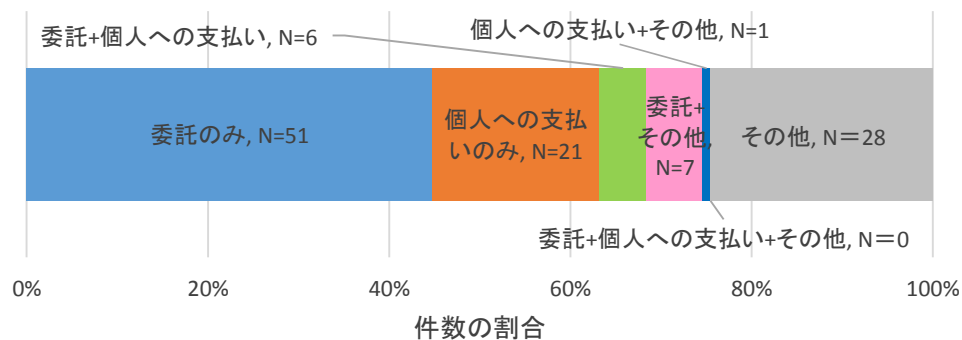


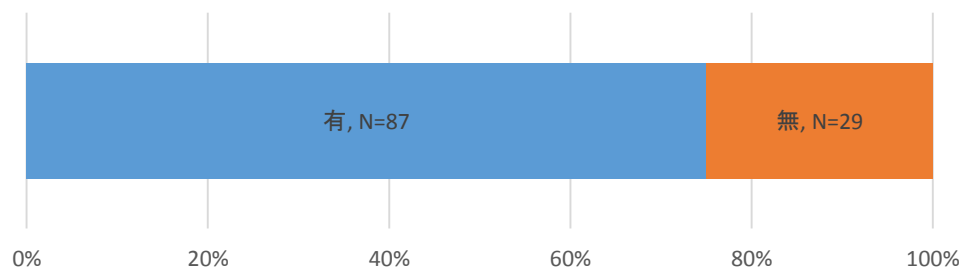
図 14 報酬や賃金の支払い方法（N＝114）

＊「その他」の主な内容

- 猟友会への支払い（N＝22）
- 集落自治会等への支払い（N＝2）
- 報奨金を支払い（N＝1）
- 報酬なし（N＝3）

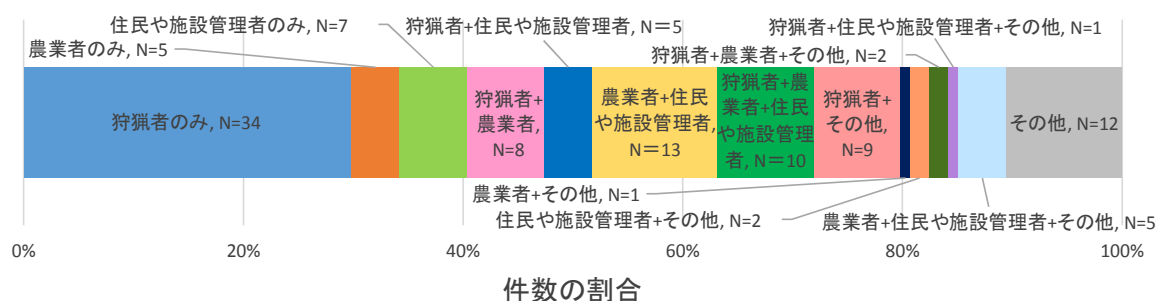
【アライグマ・ハクビシン・ヌートリア】

問1 有害鳥獣捕獲を実施するにあたり、要綱等根拠となる文書等はあるか。



件数の割合
図15 根拠文書の有無 (N=116)

問2 有害鳥獣捕獲の従事者は誰か。



件数の割合
図16 捕獲従事者の割合 (N=114)

* 「その他」の主な内容

- 公務員（市職員等）（N=19）
- 猟友会（N=5）
- 民間団体（N=4）
- 住民（被害者）（N=3）

■捕獲従事者の種類と割合

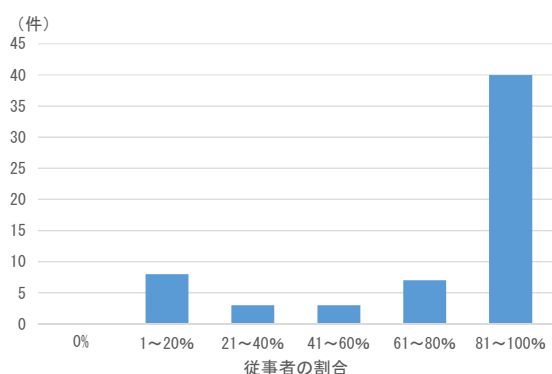


図 17-1 狩猟者の割合の分布 (N=61)

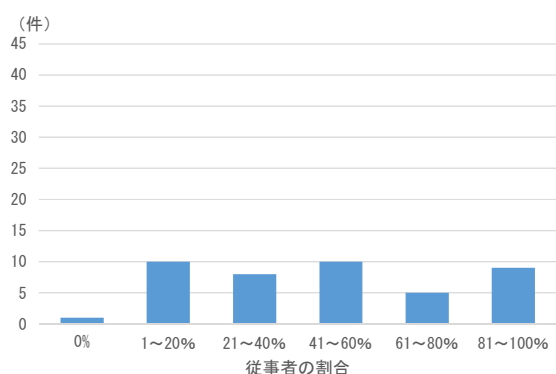


図 17-2 農業者の割合の分布 (N=43)

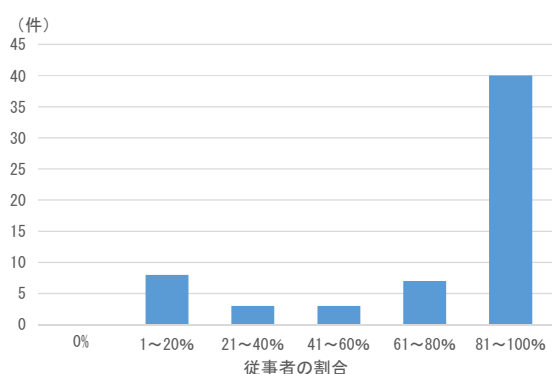


図 17-3 住民や施設管理者の割合の分布 (N=40)

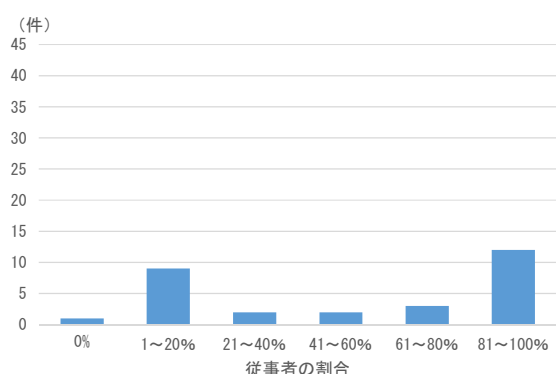


図 17-4 その他の割合の分布 (N=29)

問 3 有害鳥獣捕獲を実施するにあたり、どのような組織があるか。

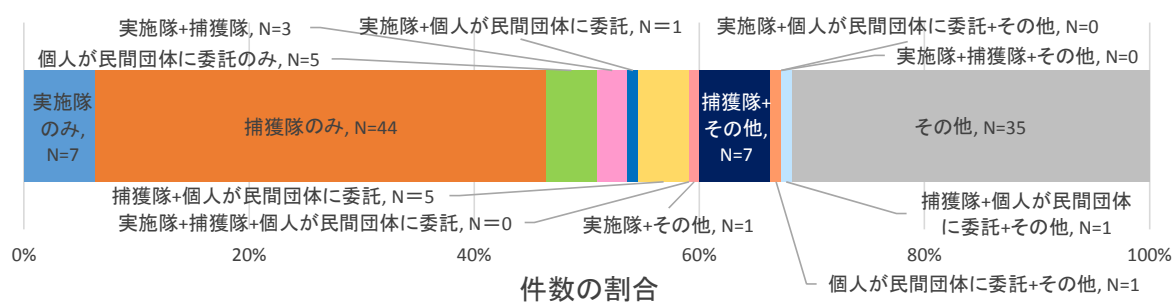


図 18 有害鳥獣捕獲の実施組織 (N=110)

*「その他」の主な内容

- 市職員 (N=15)
- 猟友会 (N=2)
- 個人(被害者) (N=9)

問4 捕獲従事者は何人いるか。

■自治体が民間に委託している場合

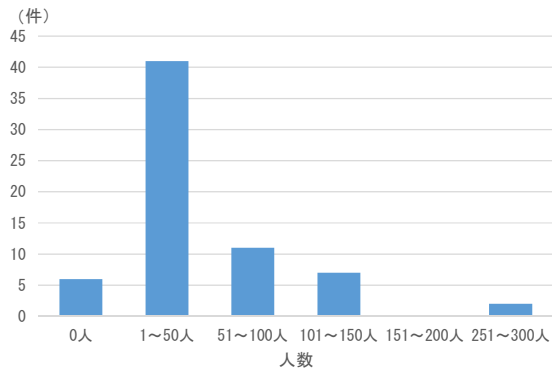


図 19-1 民間従事者の人数 (N=67)

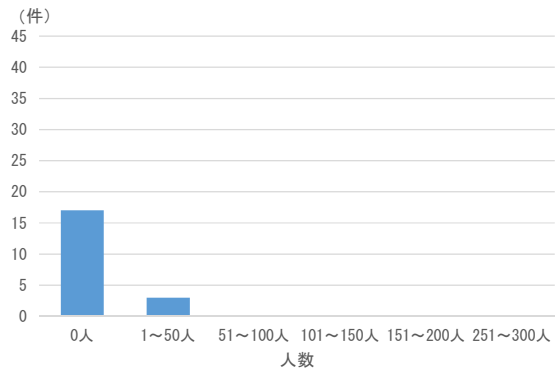


図 19-2 民間補助員の人数 (N=20)

■個人が実施している場合

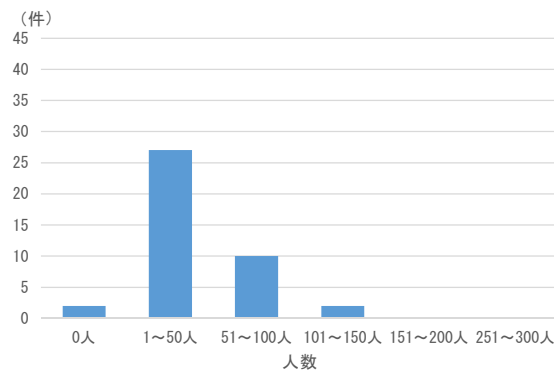


図 19-3 わなの個人設置者数 (N=41)

問5 捕獲従事者になるために、必要な条件を設けているか。

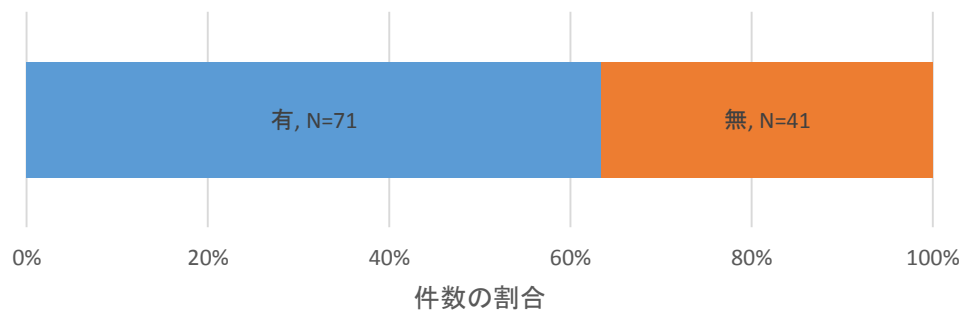


図 20 捕獲従事者の条件の有無 (N=112)

問 6 捕獲従事者になるために、どのような条件が必要か。

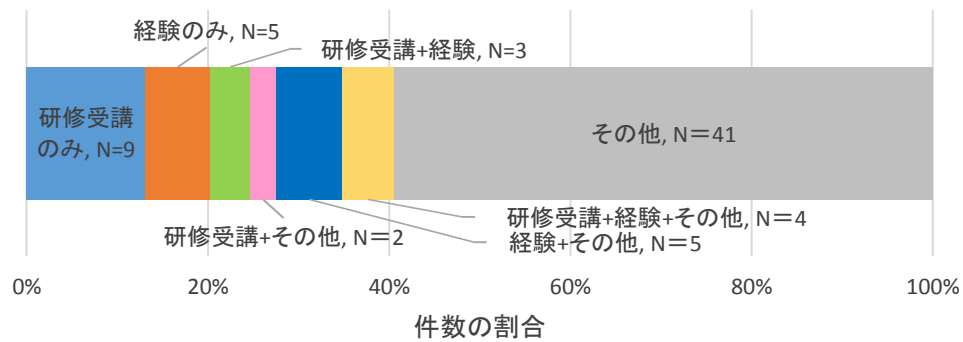


図 21 捕獲従事者になるために必要な条件 (N=69)

* 「研修」の主な内容

- 安全講習 (N=5)
- 外来生物法に基づく講習 (N=2)
- 猟具の使用方法的講習 (N=2)

* 「経験」の主な内容

- 狩猟者登録が済んでいること (N=6)
- 1 猟期の経験があること (N=4)
- 経験が 1 年以上あること (N=1)

* 「その他」の主な内容

- 狩猟免許を所持していること (N=2)
- 猟友会員であること (N=29)
- 猟友会の推薦があること (N=4)
- 担当職員 (N=3)
- 保険に加入していること (N=3)
- 捕獲に関する指導を受けていること (N=2)

問 7 自治体が民間に委託している場合、捕獲従事者への報酬や賃金をどのように支払っているか。

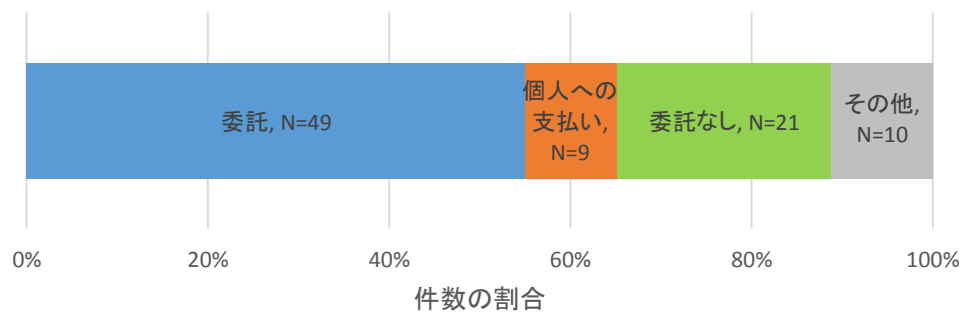


図 22 報酬や賃金の支払い方法 (N=89)

* 「その他」の主な内容

- 猟友会への支払い (N=8)

Ⅲ 捕獲報奨金について

問 1 捕獲 1 頭あたりの捕獲報奨金単価及び支払い対象となる行為について。

1) ニホンジカ

① 報奨金金額とその内訳

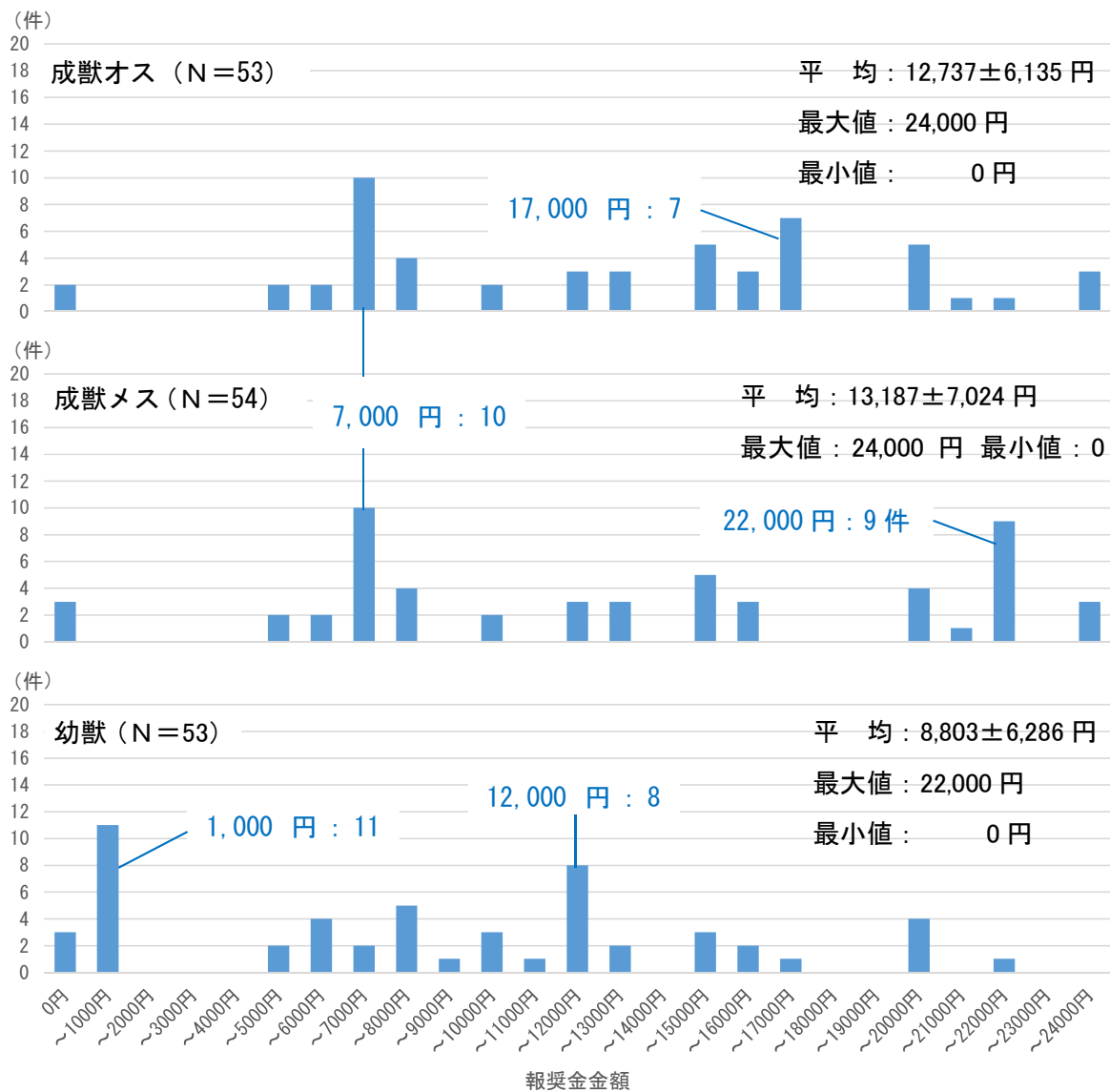


図 23 ニホンジカの報奨金金額分布

表 3-1 ニホンジカ成獣（オス）の件数分布の高い報奨金金額における主な報奨金内訳

報酬金額	国	府県	市町村	件数
17,000 円	7,000 円	8,000 円	2,000 円	6 件/7 件
7,000 円	7,000 円	-	-	10 件/10 件

表 3-2 ニホンジカ成獣（メス）の件数分布の高い報奨金金額における主な報奨金内訳

報酬金額	国	府県	市町村	件数
22,000 円	7,000 円	13,000 円	2,000 円	6 件/9 件
7,000 円	7,000 円	-	-	10 件/10 件

表 3-3 ニホンジカ幼獣の件数分布の高い報奨金金額における主な報奨金内訳

報酬金額	国	府県	市町村	件数
12,000 円	1,000 円	2,000 円	9,000 円	5 件/8 件
1,000 円	1,000 円	-	-	11 件/11 件

② 支払い対象となる行為

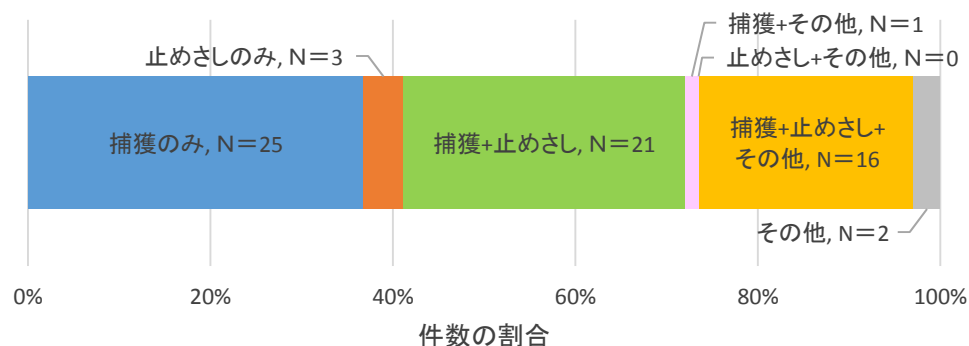


図 24 ニホンジカにおける報奨金の支払い対象となる行為の割合 (N=68)

* 「その他」の主な内容

- 個体処理 (N=17)
- 捕獲から個体処理まで一連の行為 (N=1)
- 銃による捕獲で食肉処理加工施設へ持込み (N=1)

2) イノシシ

① 報奨金金額とその内訳

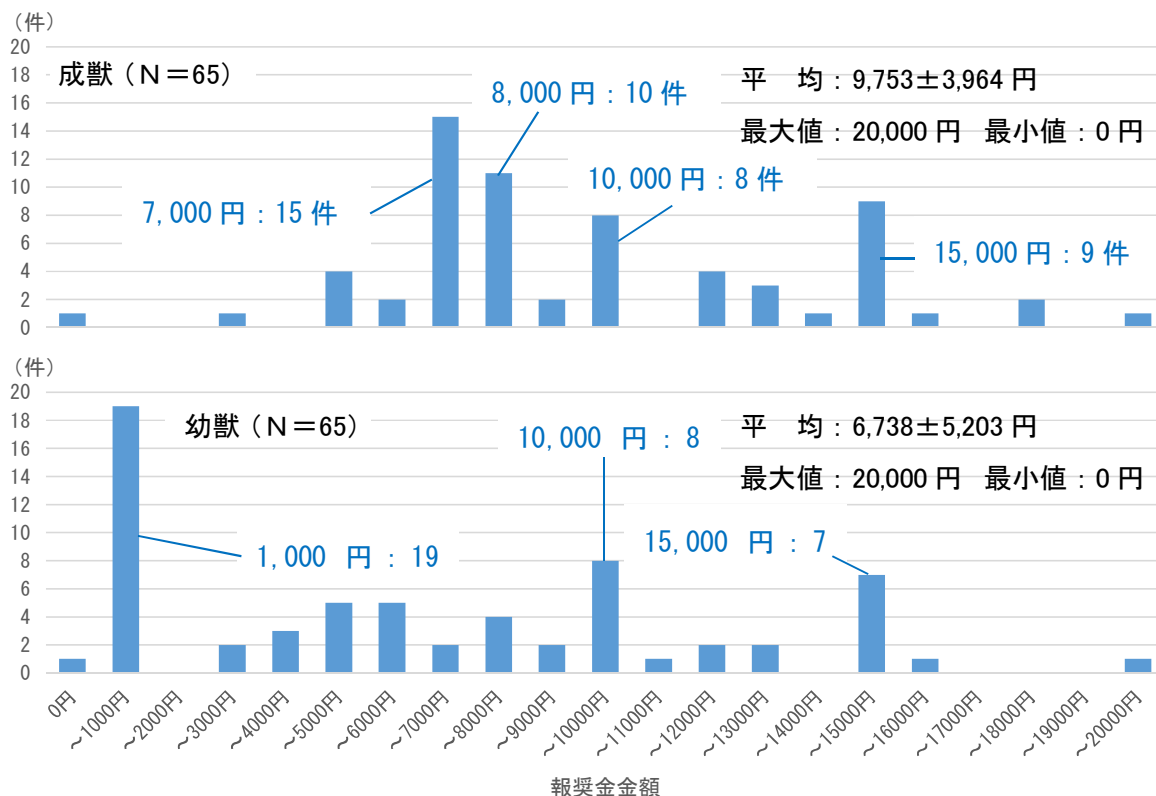


図 25 イノシシの報奨金金額分布

表 4-1 イノシシ成獣の件数分布の高い報奨金金額における主な報奨金内訳

報酬金額	国	府県	市町村	件数
7,000 円	7,000 円	-	-	13 件/15 件
8,000 円	7,000 円	0~100 円	900~1,000 円	4 件/10 件
	8,000 円	-	-	3 件/10 件
10,000 円	7,000 円	0~1,000 円	2,000~3,000 円	6 件/8 件
15,000 円	7,000 円	4,000~8,000 円	0~4,000 円	4 件/9 件
	-	7,500 円	7,500 円	2 件/9 件
	-	2,000 円	13,000 円	2 件/9 件

表 4-2 イノシシ幼獣の件数分布の高い報奨金金額における主な報奨金内訳

報酬金額	国	府県	市町村	件数
1,000 円	1,000 円	—	—	16 件/19 件
10,000 円	—	1,500～7,500 円	7,500～10,000 円	4 件/8 件
	1,000 円	900～7,500 円	1,500～8,100 円	3 件/8 件
15,000 円	—	0～7,500 円	7,500～15,000 円	5 件/7 件

② 支払い対象となる行為

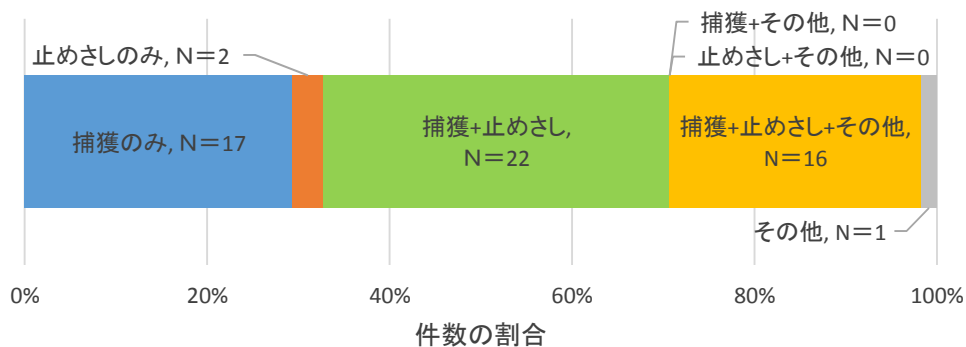


図 26 イノシシにおける報奨金の支払い対象となる行為の割合 (N=68)

* 「その他」の主な内容

- 個体処理 (N=17)
- 捕獲から個体処理まで一連の行為 (N=1)
- 銃による捕獲で食肉処理加工施設へ持込み (N=1)

問 2 捕獲個体をどのように確認しているか。

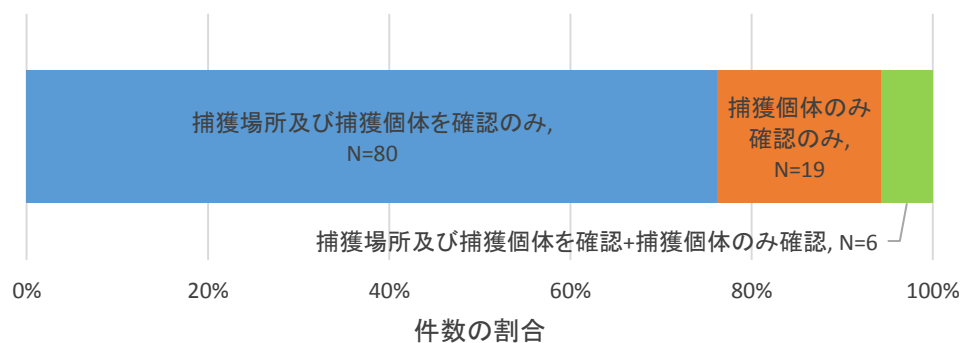
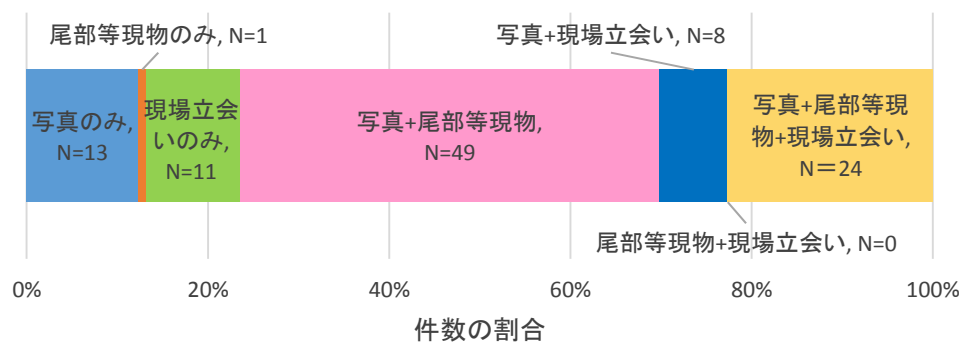
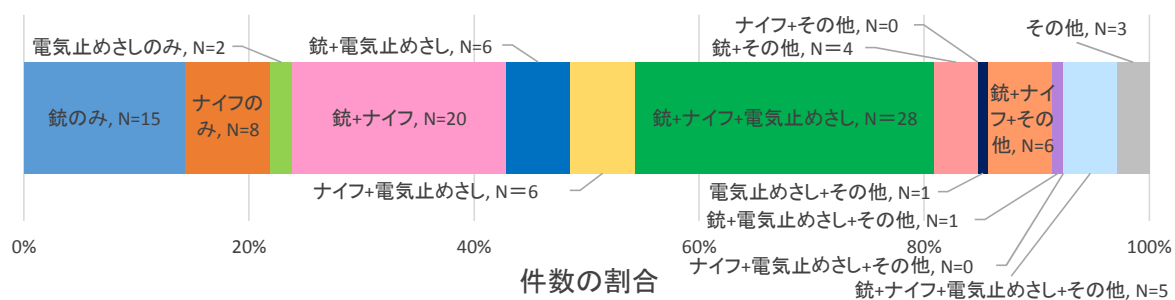
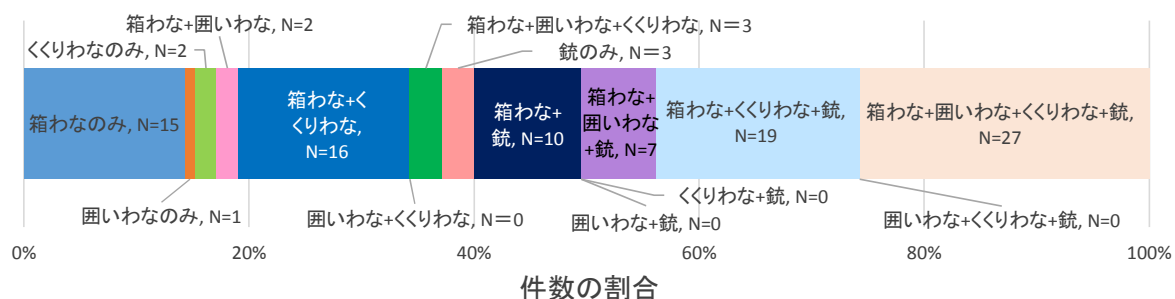


図 27-1 捕獲個体の確認対象の割合 (N=105)



IV安全管理について

問1 ニホンジカ・イノシシの捕獲等にあたり、主にどのような手法を用いているか。



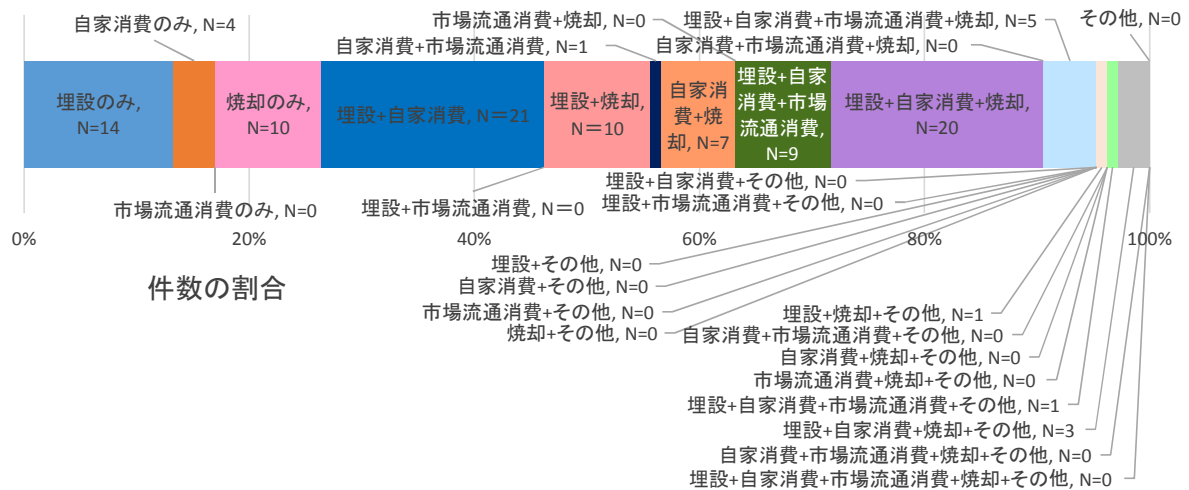


図 28-3 と体の処理方法の割合（N＝106）

問 2 安全管理講習を実施しているか。

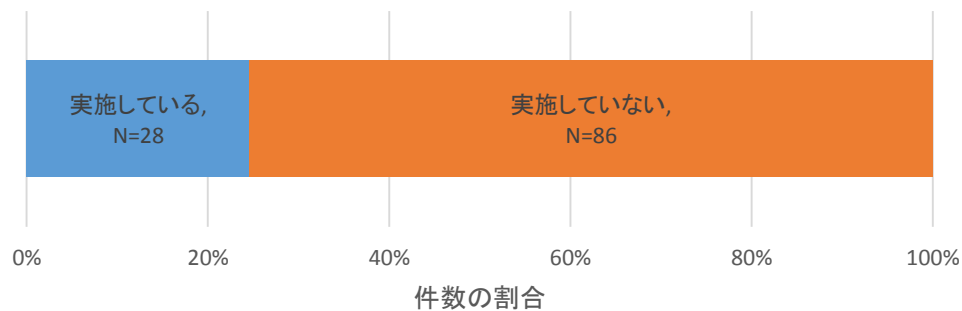


図 29 安全管理講習実施の有無（N＝114）

1.4 考察

1.4.1 有害鳥獣捕獲の目的を達成するための条件

(1) 前提条件の整理

- 有害鳥獣捕獲の目的は、「被害の軽減」である。
- 効果的な有害鳥獣捕獲を実施するためには、被害を及ぼしている群れを狙って捕獲する必要がある。
 - 被害を及ぼしている群れは、被害が起きている農林地に出没するため、被害が起きている農林地で捕獲を実施すべきである。
- 被害を及ぼしている群れをまるごと捕獲する。
 - 一部のみを捕獲すると群れの分裂を起こし、被害の頻度が上がる原因となる場合がある。
 - 幼獣ばかりを捕獲しても、繁殖を抑制することにつながらない場合がある。

(2) アンケート結果に基づく考察

1) 有害鳥獣捕獲を実施しているのにも関わらず、成果が出ていない。

- 軽減を感じている市町村と感じていない市町村は、約半数ずつであった（I 問 1、図 1）。
- 過去 3 年間の被害金額の分布は、どの獣種においてもほとんど変化していなかった（I 問 6、図 6-1～6-6）。
 - 圏域における有害鳥獣捕獲の効果はみられなかった。

2) 被害の要因である群れを捕獲できていない。

- 実際には、捕獲場所のルールはなく地域一帯で実施されている場合が多かった（I 問 3、図 3）。
 - 的確な場所での捕獲ができていないことが示唆された。
- イノシシの捕獲について、幼獣と成獣を一体で捕獲する工夫をしている市町村は、20%程度であった（I 問 4、図 4）。
 - 的確な手法での捕獲ができていないことが示唆された。

1.4.2 安全な業務を実施するための条件

(1) 前提条件の整理

- 法令に基づいて、有害鳥獣捕獲を安全に実施するためのルールを作成する。
- 安全講習会を実施し、作成したルールを、行政と捕獲従事者との間で共有する。
- 共有されたルールが遵守されているかどうか、業務監理を徹底する。

(2) アンケート結果に基づく考察

1) 法令に基づいた業務が実施されていない懸念がある。

- 80%以上の市町村が、止めさしの手法として、主に銃を使用しており、他の方法と併用する場合もある（Ⅳ問 1、図 28-2）。
 - 周囲半径約 200m に、約 10 軒の人家がある場所での銃猟は、禁止されている（最高裁平成 12 年 2 月 24 日判決による）。
- 本来、銃による止めさしは、使用できる場所が限られているため、銃を使用した止めさしが多いということは、一部に法令違反を含んでいることが懸念される。

2) 行政（市町村）による安全教育が不十分である。

- 安全講習会を実施している市町村は、20%程度だった（Ⅳ問 2、図 29）。
 - 捕獲従事者となる条件は、経験に依存しており、多くの市町村が「猟友会会員であること」を条件としていた（Ⅱ【ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル】問 6、図 13）。
 - 捕獲従事者の 80%以上が、狩猟者であった（Ⅱ【ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル】問 2、図 8）。
- 有害鳥獣捕獲作業のほとんどを、経験のある狩猟者に依存しており、安全教育を実施していないことが示唆された。

1.4.3 今後の有害鳥獣捕獲（提案）

業務として有害鳥獣捕獲を実施するにあたっては、「法令遵守」と「安全確保」が原則である。そして行政（市町村）はこれら二原則について、責任をもって業務監理にあたる必要がある。しかし、アンケート調査の結果から、発注側と受注側が共に二原則を認識できていない現状が明らかとなり、安全管理の脆弱性がうかがえた。

有害鳥獣捕獲の実施体制は、これまでに各市町村で独自に築かれてきた経緯がある。そのため、有害鳥獣捕獲の現状を是正することは、容易ではないといえる。しかし、上記二原則は、そうした事情に関係なく、是正すべき喫緊の課題である。

そこで、普及啓発資料として、今後の業務監理の参考となるようパンフレットを作成した。パンフレットの内容は、二原則を中心として、業務監理の要点をまとめたものとした。